

	項目	内容	市民意識	主な意見等（審議会）	検証・検討結果（現時点の考え方）																				
	制度継続の要否		(%) <table border="1" data-bbox="985 327 1261 533"> <tr><td>必要だと思う</td><td>53.3</td></tr> <tr><td>やむを得ない</td><td>38.7</td></tr> <tr><td>必要だとは思わない</td><td>3.2</td></tr> <tr><td>無回答</td><td>4.8</td></tr> </table> 経年変化については資料3-2のP85参照	必要だと思う	53.3	やむを得ない	38.7	必要だとは思わない	3.2	無回答	4.8														
必要だと思う	53.3																								
やむを得ない	38.7																								
必要だとは思わない	3.2																								
無回答	4.8																								
1	制度の成果 (制度導入の効果)	・家庭ごみの減量にかかる実績	・取組状況 (%) <table border="1" data-bbox="985 638 1368 898"> <tr><td>日々取り組んでいる</td><td>40.2</td></tr> <tr><td>自分たちに負担がかからない範囲で取り組んでいる</td><td>53.1</td></tr> <tr><td>意識はしているが、あまり取り組んでいない</td><td>5.7</td></tr> <tr><td>取り組んでいない</td><td>0.8</td></tr> <tr><td>無回答</td><td>0.2</td></tr> </table> 経年変化については資料3-2のP4参照 ・意識の変化 (%) <table border="1" data-bbox="985 991 1427 1251"> <tr><td>変わらず意識している</td><td>77.4</td></tr> <tr><td>意識が薄れてきている</td><td>8.8</td></tr> <tr><td>実施前も今も、特に意識していない</td><td>9.1</td></tr> <tr><td>実施後に大分市に転入したので、比較できない、わからない</td><td>2.9</td></tr> <tr><td>無回答</td><td>1.7</td></tr> </table>	日々取り組んでいる	40.2	自分たちに負担がかからない範囲で取り組んでいる	53.1	意識はしているが、あまり取り組んでいない	5.7	取り組んでいない	0.8	無回答	0.2	変わらず意識している	77.4	意識が薄れてきている	8.8	実施前も今も、特に意識していない	9.1	実施後に大分市に転入したので、比較できない、わからない	2.9	無回答	1.7		
日々取り組んでいる	40.2																								
自分たちに負担がかからない範囲で取り組んでいる	53.1																								
意識はしているが、あまり取り組んでいない	5.7																								
取り組んでいない	0.8																								
無回答	0.2																								
変わらず意識している	77.4																								
意識が薄れてきている	8.8																								
実施前も今も、特に意識していない	9.1																								
実施後に大分市に転入したので、比較できない、わからない	2.9																								
無回答	1.7																								
2	対象となるごみ ※条例第19条の2 (家庭廃棄物の搬出方法)	・対象のごみ 燃やせるごみ、燃やせないごみ ・対象外のごみ 資源物、危険物、 剪定枝・落ち葉・草花 ボランティアごみ	(%) <table border="1" data-bbox="985 1325 1498 1530"> <tr><td>これまでどおり、「資源物」は、分別を促進するため対象外とした方がよい</td><td>88.8</td></tr> <tr><td>「資源物」も対象とした方がよい</td><td>5.7</td></tr> <tr><td>その他</td><td>2.0</td></tr> <tr><td>無回答</td><td>3.5</td></tr> </table> 「その他」の内容については資料3-2のP42参照	これまでどおり、「資源物」は、分別を促進するため対象外とした方がよい	88.8	「資源物」も対象とした方がよい	5.7	その他	2.0	無回答	3.5														
これまでどおり、「資源物」は、分別を促進するため対象外とした方がよい	88.8																								
「資源物」も対象とした方がよい	5.7																								
その他	2.0																								
無回答	3.5																								

	項目	内容	市民意識	主な意見等（審議会）	検証・検討結果（現時点の考え方）																		
3	指定ごみ袋の種類と手数料額 ※条例第25条、別表第2 （一般廃棄物処理手数料）	<ul style="list-style-type: none"> ・指定ごみ袋方式 ・兼用袋であること ・種類 ・袋の形、大きさ、厚みほか ・排出量単純比例型 ・金額（0.7円/リットル） 	<ul style="list-style-type: none"> ・種類（大きさ）（%） <table border="1" data-bbox="985 220 1222 426"> <tr><td>今のままでよい</td><td>87.3</td></tr> <tr><td>変えた方がよい</td><td>7.2</td></tr> <tr><td>わからない</td><td>3.6</td></tr> <tr><td>無回答</td><td>1.8</td></tr> </table> <p>「変えた方がよい」の内容は資料3-2のP47～48参照</p> ・金額（%） <table border="1" data-bbox="985 520 1270 779"> <tr><td>ちょうどよいと思う</td><td>53.1</td></tr> <tr><td>高いと思う</td><td>28.4</td></tr> <tr><td>安いと思う</td><td>4.4</td></tr> <tr><td>わからない</td><td>12.2</td></tr> <tr><td>無回答</td><td>2.0</td></tr> </table> <p>経年変化については資料3-2のP43参照</p> 	今のままでよい	87.3	変えた方がよい	7.2	わからない	3.6	無回答	1.8	ちょうどよいと思う	53.1	高いと思う	28.4	安いと思う	4.4	わからない	12.2	無回答	2.0		
今のままでよい	87.3																						
変えた方がよい	7.2																						
わからない	3.6																						
無回答	1.8																						
ちょうどよいと思う	53.1																						
高いと思う	28.4																						
安いと思う	4.4																						
わからない	12.2																						
無回答	2.0																						
4	負担軽減措置	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者 ・措置方法（申請、配達ほか） ・交付する袋の大きさと枚数 	<p style="text-align: center;">（%）</p> <table border="1" data-bbox="985 1304 1406 1507"> <tr><td>これまでどおりでよい</td><td>69.0</td></tr> <tr><td>この他に加えてほしい対象がある</td><td>2.6</td></tr> <tr><td>その他</td><td>5.7</td></tr> <tr><td>無回答</td><td>22.7</td></tr> </table> <p>「この他に加えてほしい対象がある」の内容は資料3-2のP51 「その他」の内容は資料3-2のP52～53参照</p>	これまでどおりでよい	69.0	この他に加えてほしい対象がある	2.6	その他	5.7	無回答	22.7												
これまでどおりでよい	69.0																						
この他に加えてほしい対象がある	2.6																						
その他	5.7																						
無回答	22.7																						

5	項目	内容	市民意識	主な意見等（審議会）	検証・検討結果（現時点の考え方）																		
	手数料収入とその用途	(1) 家庭ごみ有料化に伴う事務費																					
		(2) 廃棄物処理施設整備基金	<p style="text-align: right;">(%)</p> <table border="1"> <tr> <td>もっと多くの金額を基金に積み立てた方がよい</td> <td>9.5</td> </tr> <tr> <td>基金よりもごみ減量・リサイクルに関する経費にたくさん充てた方がよい</td> <td>19.2</td> </tr> <tr> <td>これまでどおりでよい</td> <td>59.9</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>5.7</td> </tr> <tr> <td>無回答</td> <td>5.7</td> </tr> </table> <p>「その他」の内容は資料 3-2 の P56～57 参照</p>	もっと多くの金額を基金に積み立てた方がよい	9.5	基金よりもごみ減量・リサイクルに関する経費にたくさん充てた方がよい	19.2	これまでどおりでよい	59.9	その他	5.7	無回答	5.7										
もっと多くの金額を基金に積み立てた方がよい		9.5																					
基金よりもごみ減量・リサイクルに関する経費にたくさん充てた方がよい		19.2																					
これまでどおりでよい	59.9																						
その他	5.7																						
無回答	5.7																						
	(3) ごみ減量・リサイクルの推進に関する経費																						
		①ごみステーション設置等補助事業	<p style="text-align: right;">(%)</p> <table border="1"> <tr> <td>設置に対する補助率（3分の2）を変更した方がよい</td> <td>3.0</td> </tr> <tr> <td>設置に対する補助限度額（120,000円）を変更した方がよい</td> <td>3.0</td> </tr> <tr> <td>改修等に対する補助率（3分の2）を変更した方がよい</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>改修等に対する補助限度額（50,000円）を変更した方がよい</td> <td>2.5</td> </tr> <tr> <td>被せネットやシートの購入に対する補助限度額（3,500円）を変更した方がよい</td> <td>3.4</td> </tr> <tr> <td>これまでどおりでよい</td> <td>40.1</td> </tr> <tr> <td>わからない</td> <td>44.7</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>4.6</td> </tr> <tr> <td>無回答</td> <td>5.3</td> </tr> </table> <p>各選択肢の内容は資料 3-2 の P60～62 参照</p>	設置に対する補助率（3分の2）を変更した方がよい	3.0	設置に対する補助限度額（120,000円）を変更した方がよい	3.0	改修等に対する補助率（3分の2）を変更した方がよい	2.0	改修等に対する補助限度額（50,000円）を変更した方がよい	2.5	被せネットやシートの購入に対する補助限度額（3,500円）を変更した方がよい	3.4	これまでどおりでよい	40.1	わからない	44.7	その他	4.6	無回答	5.3		
設置に対する補助率（3分の2）を変更した方がよい	3.0																						
設置に対する補助限度額（120,000円）を変更した方がよい	3.0																						
改修等に対する補助率（3分の2）を変更した方がよい	2.0																						
改修等に対する補助限度額（50,000円）を変更した方がよい	2.5																						
被せネットやシートの購入に対する補助限度額（3,500円）を変更した方がよい	3.4																						
これまでどおりでよい	40.1																						
わからない	44.7																						
その他	4.6																						
無回答	5.3																						
		②クリーン推進員活動関連事業	<p style="text-align: right;">(%)</p> <table border="1"> <tr> <td>報償金額を変更した方がよい</td> <td>8.7</td> </tr> <tr> <td>運営費補助金の額を変更した方がよい</td> <td>3.4</td> </tr> <tr> <td>これまでどおりでよい</td> <td>42.7</td> </tr> <tr> <td>わからない</td> <td>43.3</td> </tr> <tr> <td>無回答</td> <td>5.3</td> </tr> </table> <p>各選択肢の内容は資料 3-2 の P65～66 参照</p>	報償金額を変更した方がよい	8.7	運営費補助金の額を変更した方がよい	3.4	これまでどおりでよい	42.7	わからない	43.3	無回答	5.3										
報償金額を変更した方がよい	8.7																						
運営費補助金の額を変更した方がよい	3.4																						
これまでどおりでよい	42.7																						
わからない	43.3																						
無回答	5.3																						
		③ごみ減量・リサイクル啓発事業																					

項目	内容	市民意識	主な意見等（審議会）	検証・検討結果（現時点の考え方）																								
	④生ごみ処理容器等による減量化促進事業 ⑤有価物集団回収運動促進事業	(%) <table border="1" data-bbox="982 222 1335 478"> <tr><td>補助額を変更した方がよい</td><td>3.4</td></tr> <tr><td>上限額を変更した方がよい</td><td>4.1</td></tr> <tr><td>これまでどおりでよい</td><td>73.7</td></tr> <tr><td>その他</td><td>10.9</td></tr> <tr><td>無回答</td><td>9.9</td></tr> </table> 各選択肢の内容は資料 3-2 の P69～71 参照 (%) <table border="1" data-bbox="982 569 1457 873"> <tr><td>活動に係る報償金を変更した方がよい</td><td>3.6</td></tr> <tr><td>回収に係る報償金を変更した方がよい</td><td>5.1</td></tr> <tr><td>対象品目を増やした方がよい</td><td>3.1</td></tr> <tr><td>これまでどおりでよい</td><td>74.7</td></tr> <tr><td>その他※</td><td>7.2</td></tr> <tr><td>無回答</td><td>9.7</td></tr> </table> 各選択肢の内容は資料 3-2 の P74～76 参照	補助額を変更した方がよい	3.4	上限額を変更した方がよい	4.1	これまでどおりでよい	73.7	その他	10.9	無回答	9.9	活動に係る報償金を変更した方がよい	3.6	回収に係る報償金を変更した方がよい	5.1	対象品目を増やした方がよい	3.1	これまでどおりでよい	74.7	その他※	7.2	無回答	9.7				
補助額を変更した方がよい	3.4																											
上限額を変更した方がよい	4.1																											
これまでどおりでよい	73.7																											
その他	10.9																											
無回答	9.9																											
活動に係る報償金を変更した方がよい	3.6																											
回収に係る報償金を変更した方がよい	5.1																											
対象品目を増やした方がよい	3.1																											
これまでどおりでよい	74.7																											
その他※	7.2																											
無回答	9.7																											
6	不法投棄・不適正排出・ 野外焼却の各対策	(1) 不法投棄対策 (%) <table border="1" data-bbox="982 968 1433 1272"> <tr><td>市によるパトロール</td><td>30.9</td></tr> <tr><td>ボランティア団体によるパトロール</td><td>8.7</td></tr> <tr><td>監視カメラの設置</td><td>46.8</td></tr> <tr><td>市報や回覧による啓発</td><td>12.7</td></tr> <tr><td>その他</td><td>4.4</td></tr> <tr><td>無回答</td><td>6.1</td></tr> </table> 「その他」の内容は資料 3-2 の P79～80 参照 (2) 不適正排出対策 (%) <table border="1" data-bbox="982 1362 1451 1667"> <tr><td>市による早朝パトロール強化</td><td>9.0</td></tr> <tr><td>不適正排出者の特定・直接指導</td><td>35.6</td></tr> <tr><td>ごみステーションへの啓発看板の掲示</td><td>33.8</td></tr> <tr><td>市報や回覧による啓発</td><td>15.5</td></tr> <tr><td>その他</td><td>5.3</td></tr> <tr><td>無回答</td><td>7.0</td></tr> </table> 「その他」の内容は資料 3-2 の P83～84 参照 (3) 野外焼却対策	市によるパトロール	30.9	ボランティア団体によるパトロール	8.7	監視カメラの設置	46.8	市報や回覧による啓発	12.7	その他	4.4	無回答	6.1	市による早朝パトロール強化	9.0	不適正排出者の特定・直接指導	35.6	ごみステーションへの啓発看板の掲示	33.8	市報や回覧による啓発	15.5	その他	5.3	無回答	7.0		
市によるパトロール	30.9																											
ボランティア団体によるパトロール	8.7																											
監視カメラの設置	46.8																											
市報や回覧による啓発	12.7																											
その他	4.4																											
無回答	6.1																											
市による早朝パトロール強化	9.0																											
不適正排出者の特定・直接指導	35.6																											
ごみステーションへの啓発看板の掲示	33.8																											
市報や回覧による啓発	15.5																											
その他	5.3																											
無回答	7.0																											
	その他																											